

データ市場に係る競争政策に関する検討会 報告書（概要）

公正取引委員会
競争政策研究センター事務局
令和3年9月17日

「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書(概要)

- データはデジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつある中、サイバー空間だけでなくフィジカル空間での利活用の動きもある。
- 農業、海運、医療、放送、電力、モビリティ等の分野において、様々なデータを共有の基盤に集積し、新たなビジネス等のために利活用する取組がみられるほか、データ取引市場や情報銀行といった仲介者を介したデータの取引という新たな形でデータの流通・利活用が現れ始めている。

本報告書ではデータに係る取引の場だけではなく、データを活用した商品・サービスがユーザーに提供される場も含めたデータ流通の場を「データ市場」と解した上で、競争政策上の課題等を整理

競争政策の観点から望ましいと考えられる事項

① 多くの関係者の参加を得た仕組み構築等

- データ利活用の仕組み構築に当たっては、できるだけ多くの関係者の参加を得て、各々のニーズを踏まえて進めていくことが重要。
- パーソナルデータの場合には、個人の安心・信頼を得られるよう、より丁寧な検討を行って仕組みを構築していくことが望ましい。
- 過度な参入障壁にならないよう留意しつつ、データを活用した事業から撤退する場合のルールを事前に策定しておくことが望ましい。

② データへの自由かつ容易なアクセス

- データ生成等に係るインセンティブ確保に留意しつつ、より多くの事業者がデータに自由かつ容易にアクセスできることが望ましい。

③ 協調領域・競争領域それぞれにおける政府等による取組

- 協調領域については、関連の制度改正・契約事項や条件等を網羅的に整理したガイドライン作成や行政保有データのオープン化等、事業者の取組を後押しすることが、競争領域については、競争を阻害する行為を規制すること等が求められる。

④ データポータビリティ・インターオペラビリティの確保

- スイッチングの容易化や並行利用の環境整備のために、データポータビリティの確保が重要。
- 例えば、認定を受けた仲介事業者が、個人に代わってデータポータビリティを実現するといった仕組みも考えられる。
- 異なるシステム間でのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保については、参入コスト等の観点から丁寧な検討が必要。

⑤ プライバシーに対する懸念

- 個人の安心・信頼を得られるように、パーソナルデータの取扱いについての説明の質を高め、適切に同意を取得すること等が重要。
- 個人に不利益をもたらさないよう配慮・取扱いを行う一定の義務を負うとの考え方によるルール等について検討することも考えられる。

⑥ 仲介事業者、デジタル・プラットフォーム事業者に対するルール

- データ取引市場や情報銀行等を運営する仲介事業者は、規模の経済やネットワーク効果が働き、独占化・寡占化が進みやすく、競争政策の観点から弊害が生じることも考えられるため、必要に応じて、「事前規制」も含めた対応を検討することも考えられる。
- デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの囲い込みに対しては、他事業者からのアクセスを可能とすること等が考えられる。

(参考)「データ市場に係る競争政策に関する検討会」について

概要

開催趣旨

- データは競争力の源泉であるとの認識が広がりつつある中で、スピードの速いデジタル時代の競争の場は、データを活用してフィジカル(現実)空間のビジネスの高度化を図る場に移行するとの見方がなされている。
- 世界においては、欧州委員会がデータの重要性に着目した新たな戦略を公表するなど、急速に変化するデジタル時代における競争を念頭に置いて、安全かつ高品質・大量のデータに容易にアクセスできるような場を創出するための取組が進められている。また、我が国政府においても、昨年10月に、21世紀のデジタル国家にふさわしいデータ活用基盤の構築に向けたデータ戦略を策定するための検討に着手している。
- このような状況において、競争政策の観点からも、データを活用した事業における競争をより活発にするための方策につき検討を進めていくことは、デジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義を有するものと考えられることから、データ市場に関して競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、競争政策研究センターにおいて「データ市場に係る競争政策に関する検討会」を開催する。

研究テーマ

- データ市場に関しての競争政策上の諸論点・課題

委員

	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 准教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	クロサカ タツヤ	株式会社企 代表取締役
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 ICTメディアコンサルティング部 パブリックポリシーグループマネージャー／上級コンサルタント
座長	伊永 大輔	東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授
	松島 法明	大阪大学社会経済研究所 教授 (競争政策研究センター 所長)
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科 教授, 東京大学エコノミックコンサルティング株式会社 取締役

[五十音順／敬称略／役職は令和3年5月24日時点]

(参考) データと競争政策に関する検討会報告書 (平成29年6月6日) 関連部分要約

○ 特に複数の事業者による共同収集について (P39～40)

コスト軽減, データ等の相互補完等を達成し, それにより安全性, 利便性の向上等の新たな価値の創出を促進するものであり, 一般的に, 競争促進的な効果をもたらす場合が多い。

また, 広い範囲でのデータの収集が可能となることにより, 新たな商品の開発, 商品の機能向上, 改善, 安全性の向上, 標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある。

しかし, 共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容, 価格, 数量を相互に把握することが可能となり, これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には, 独占禁止法第3条の問題になり得ると考えられる。それ以外にも, 各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらずデータを共同で収集して各自のデータ収集を制限する場合には, 独占禁止法上の問題となり得る。

○ 収集されたデータへのアクセスに関する行為について (P42～43)

一般論として, 事業者が誰に商品を提供するか, どのような条件で商品を提供するかは, 基本的に事業者の自由であり, 独立した事業者がその供給先を選択することは, 原則として独占禁止法上問題となるものではないが, 例外的に問題となる場合がある。

複数の事業者による行為については, 共同でのデータの収集に参加を認められない事業者の事業活動が困難となる場合や, 収集したデータやデータプールにアクセスすることができないことにより事業活動が困難となる場合には, 独占禁止法上の問題が生じることがあり得る。

○ データの取引に関する独占禁止法上の検討 (P45～47)

特定の企業が, ある市場において, 市場支配力を有しており, 当該市場における事業活動を通じて収集するデータが, 当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし, かつ, 代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合であって, 例えば, 次の①, ②のようなときは, 他者によるデータへのアクセスについて, 合理的な理由なく制限を設けることは, 独占禁止法上問題となり得る。

- ① データを利用した商品の市場における競争者を排除する目的以外には合理的な目的が想定されないにもかかわらず, 正当な理由なく, 従来可能であったデータへのアクセスを拒絶する場合。
- ② 競争者 (又は顧客) に対してデータにアクセスさせる義務があると認められる場合において, データを利用した商品の市場における競争者を排除することとなるにもかかわらず, 正当な理由なく, 当該競争者 (又は顧客) に対してデータへのアクセスを拒絶する場合

(参考) 業務提携に関する検討会報告書 (令和元年7月10日) 関連部分要約

○ 業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の考え方 (P43)

業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況としては、主に、以下の場合が想定される。

- ① 提携当事者が現に市場支配力を有している (又は、少なくとも市場における有力な事業者がいる) 場合において、その力を用いて他の事業者の事業活動を排除するなどの行為を行ったり、提携当事者間で競争制限的な合意を行ったりする場合
- ② データを収集・集積する過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて市場支配力を形成する場合

○ 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する具体的行為の検討 (P46~49)

過去の事例等においてその手法自体が独占禁止法上是認し得ない不当なものであれば、当該行為には正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性が認められるといえる。例えば、以下のようなものは該当し得ると考えられる。当該行為自体も独占禁止法上問題となり得る(不公正な取引方法等)。

ア 以下のような不当な手法により、ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為

- ⇒ プラットフォーム型ビジネスにおいて、プラットフォーム上の各顧客群間でのコスト分配上の諸条件(対価、利用、権利義務に係る条件等)に関し、一方の顧客群に対する優越的な地位を濫用して得た利益を原資として、間接ネットワーク効果等の増幅経路の起点となる他の顧客群を本来以上に優遇・誘因する手法

【想定例】マッチング型プラットフォームを介した取引において、取引実施過程で一方当事者に生じる知的財産権等の権利を、他方当事者に一方的に帰属させる旨の利用規約

イ 以下のような不当な手法により、顧客や提携当事者をロックインし、データ収集源を自らに一極化する行為

- ⇒ 競合するサービス等の利用を不当に制限する手法

【想定例】シングルホーミングの不当な義務付け、APIの開放・接続について不当に制限を課すこと、データの相互運用を阻害するため不必要な規格・技術を設定すること

○ 具体的形態における主要な論点 (P58~62)

【独占禁止法上問題となり得る行為例】

- ・ データ共有等による新商品・サービス等の創出(コンソーシアムの組成等によるデータ共有等を通じたデータの集積・解析・利活用)
⇒ 必要な範囲を超えたデータ共有等の共同化、創出データへの共同又は単独のアクセス拒絶、創出データの利活用における共同行為、共有データや創出データの一方的帰属・利用に係る制約
- ・ データ流通取引基盤を通じた事業者間での必要なデータの取引(提携当事者が共同で構築したプラットフォーム上でデータを相互に提供)
⇒ 標準化活動への参加制限、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成(例：シングルホーミングの不当な義務付け)、当該手法を通じた競争プラットフォーム運営事業者の排除、提携当事者とそれ以外の者との間でのプラットフォーム上の非合理的な差別的取扱い